

企画提案公募実施要領

1 委託業務の名称

令和 8 年度産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務

2 目的

本業務は、県内産業廃棄物の適正処理の推進に資するため、産業廃棄物の処理方法や不法投棄の現状・課題をテーマとした講座や、廃棄物処理施設見学等の環境教育を実施し、県内の産業廃棄物の実態や課題及び持続可能な循環型社会形成についての普及啓発を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日まで

4 内容

本業務の内容は、「令和 8 年度産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務委託仕様書」に基づくものとする。

5 予算額

委託費の上限は、3,500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

6 応募資格

応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体(JV)とする。

- (1) 本業務を円滑に履行することができる執行体制が整備されている者であること。
- (2) 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む）を有する法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。また、同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2 年を経過しない者でないこと。
- (4) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時においてその措置の期間が満了しない者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (8) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (9) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞

注) 共同企業体 (JV) による応募の場合、⑦、⑧の書類は、共同企業体の構成員ごとに提出すること。

(2) 提出方法、形式

- ア 提出書類は全てA4版とし、「任意様式」を除いて縦長横書きとすること。
- イ 上記(1)の②～⑧までの提出書類は、ページ番号を付して両面コピー(色刷り可)とし、30ページ以内とすること。

※ ③-2: プレゼンテーション用資料は別添で準備すること(上記ページ制限数には含まない)
プレゼンテーションの時間は20分を予定。本資料を用いてプレゼンテーションを実施するため、説明に必要な枚数を準備すること。

- ウ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。
- エ 提出部数は次のとおりとし、左上をホチキスで留めて提出すること。
提出物①～⑧: 各7部(正本1部及び副本(写し)6部)
※ ③-2も別添として計7部準備すること。
提出物⑨～⑪: 各1部
- オ 提出方法 郵送又は持参

(3) 質問事項

本公募内容に関する質問は、以下期限までに限り、E-mailにより受け付ける。

※電話での質問には応じられない。

質問票(別添様式12)を使用し、件名は「【質問(質問者名)】産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務」とすること。(日本語のみ)。

- ア 質問受付期限 令和8年6月22日(月) **17時**まで
- イ 質問回答方法 沖縄県Webページ(本委託業務の公募ページ)に随時掲載する。
- ウ 送信先 (E-mail) aa035009@pref.okinawa.lg.jp (FAX) 098-866-2235

(4) 提出期限

令和8年7月3日(金) **17時必着**(郵送含む)

(5) 提出先

沖縄県環境部 環境整備課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁4階)

- ※1 持参の場合は、土、日、祝日を除く**9時から17時の間**に提出すること。
- ※2 郵送の場合は、配達証明ができる方法(特定記録、簡易書留等)で送付すること。
- ※3 電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。
- ※4 提出後、受理された書類は返却しない。

(6) 無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が申請したとき。
- イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- ウ 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。
- オ 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、それ以外の言語及び通貨を用いる書類。

9 審査の手順、審査基準及び委託契約

(1) 審査方法

県が設置する「令和8年度産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務に係る委託候補者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、書類及びプレゼンテーションに基づき提案内容や遂行能力等を総合的に評価・採点し、企画提案採択順位を決定する。

審査結果については、応募のあった全ての提案者に対し、文書で通知する。なお、通知の際には、採択条件として提案内容、実施体制、積算等の見直しをお願いする場合がある。

- ※1 審査委員会は非公開で実施することとし、採点の結果や審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられない。また、審査結果に対する不服にも応じられない。
- ※2 応募件数が4件を超えた場合は、書類選考による1次審査を実施し、1次審査を通過した提案者のみがプレゼンテーション審査に参加できる。また、応募件数が1件のみ場合は、書類選考（1次審査）のみを行い、プレゼンテーション審査を実施しない場合がある。
- ※3 提案内容を確認するため事前に沖縄県環境部環境整備課職員が聴き取りを行うことがある。

(2) 企画審査（審査委員会）の日時

令和8年7月14日（火）13時～17時

※企画審査の詳細な時間については、後日、応募者に通知する。

(3) 審査基準

審査委員会における審査は、以下の基準をもとに行う。

- ア 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか
- イ 委託業務の遂行に有効かつ具体的で実現可能な提案内容となっているか
- ウ 実施体制など必要な業務遂行能力を有しているか
- エ 委託業務の遂行に資するノウハウ等を有しているか
- オ 合理的なスケジュールが提案されており、予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか

(4) 委託契約の締結

ア 契約の締結

審査委員会における第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。ただし、採択条件として提案書における実施計画、実施体制、積算書等の見直しを求めることがある。

沖縄県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとする。提出のあったいずれの

提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがある。

イ 契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。

ウ 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要がある。ただし、同条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(5) スケジュール

- 6月 3日 (水) -----公募開始
- 6月 22日 (月) 17時 -----質問締切
- 7月 3日 (金) 17時 -----公募締切 (書類等提出期限)
- 7月 14日 (火) 13時~17時 -----企画審査 (審査委員会)
- (※企画審査の詳細な時間については、後日、応募者に通知する)
- 7月 16日 (木) -----審査結果の通知

10 対象経費

(1) 経費の区分

経費項目	内 容
1 直接人件費	本業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2 直接経費	
(1) 旅費	本業務従事者に対する業務実施に必要な交通費、宿泊費等
(2) 謝金	環境教育に要する講師謝金、原稿謝金、見学謝金等 ※事業従事者が行うものについては人件費とすること。
(3) 印刷製本費	本業務で使用する報告書等の印刷製本に関する経費
(4) 使用料及び 賃借料	会議室等の借上費、施設機材借料等
(5) その他特別費	(1)~(4)の各経費の他、本業務の実施にあたり特に直接必要と認められる経費
3 一般管理費	本業務実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費 (当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの) について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「1 直接人件費」+「2 直接経費」-「4 再委託費」の合計額の 10%以内とする。 ※直接経費について、旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合は、税抜き額で算出すること。
4 再委託費	受託者が直接実施できない内容の再委託に係る経費
5 消費税及び 地方消費税	上記 1~4 の項目に係る消費税及び地方消費税

(2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただくが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定する。

(3) その他

ア 経費算定の対象は、原則として委託期間中に業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めない。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とする。

イ 委託業務の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出し、委託金額の確定後に精算払いとなる。

11 留意事項

- (1) 提出書類等の作成・提出及び選定委員会への出席等応募のための要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書作成のため沖縄県から提供された全ての資料等は、他に使用してはならない。
- (3) 秘密の保持について、提出書類は本業務の受託者選定のためだけに用いることとし、厳重に管理する。取得した情報については、提案内容の審査のために利用することとし、上記の目的以外で利用することはない。
- (4) 業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、事業について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、県と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の管理、成果物の取扱い等、本業務の全てに責任をもつこととする。
- (6) 受託者は、本業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとする。
本業務の経費は国の予算から支出されていることから、会計検査の対象となり、会計実地検査が行われる場合がある。
- (7) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、本業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求等による不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがある。
- (8) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合がある。